国際会議ニ於テ国際労働機関ニ対スル態度ヲ決定スルノ必要トセルニ當リ為
而我国ガ国際聯盟ノ脱退ヲ通告スルニ到ラザル中総会会議ヲ召集シ不足
等ノ理由デ之ノ問題ニ対スル総会会議ノ態度ヲ決定スルハ総会会議決議
委員（松岡、阪本、西川、富山、米窪、山内、松岡菊太郎委員）ハ二月廿三日東京
ヨリ本労働総同盟本部ニ参会シ問題ヲ熟議セル結果満場一致ニテ

決議

聯盟脱退ハ我国ニ大ナル不利ヲ齎ラスモノデアルト信ズル。
更ニ国際労働機関ヨリ脱退スルガ如キコトアラムカ労働階級ニ一大失望
ヲ与ヘ引イテハ思想ノ悪化ヲ助長シ我国産業ノ上ニ甚大ナル損失ヲ招来
スルモノナリト確信スル仍テ我等ハ閣下ノ深甚ナル考慮ヲ要請スルモ
ノデアリマス

昭和八年二月廿三日　日本労働組合会議執行委員会

ナル決議ヲ採択シコレヲ同日首相、内相、外相ニ面接手交シタ。
尚書記局ハ之ノ決議ヲ採択スルニ到レル組合会議ノ立場ヲ説明スル
ノ報告明書ヲ二月二十七日付ニテ加盟組合及社会一般ニ発表セリ

「組合会議時報第二号」。

右時報第二号千部ヲ二月十三日付ニテ印刷発行シ加盟組合及社会一般ニ配布セリ

以上

昭和八年四月十日

日本労働組合会議